

平成15年12月19日

答 申

第1 審議会の結論

「平成15年度県立高校入学者選抜学力検査結果における各学校ごとの教科別得点の平均点及び総得点の平均点」(以下「公文書」という。)について鳥取県教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った非開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

平成15年 7月15日 公文書開示請求  
 8月12日 公文書非開示決定通知  
 8月27日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 実施機関の非開示決定理由

県立高等学校入学者選抜における学力検査結果の学校別平均点を開示することは、高等学校における教育活動、公立中学校における進路指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条第2項第6号に該当する。

第4 異議申立人の主張

小中学校の基礎学力調査結果については、新たに条文(条例第9条第2項第7号)を設けて10人以下の学級に係るものを非開示としているが、高校入学者選抜学力検査結果について事務事業の適正な遂行への支障(第6号)を理由に非開示とするのでは、殊更に条例改正を行った趣旨に反する。また、高校について入学者選抜学力検査結果を非開示としておきながら、より配慮の必要な小中学校については基礎学力調査結果を11人以上の学級について学級ごとに開示するのは均衡を欠く。

条文解釈においても、第6号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無の判断に当たっては、高校選択に必要な情報を提供するという開示のもたらす利益も考慮すべきである。また、「おそれ」は単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要とされており、実施機関において具体的に立証する必要がある。

第5 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 9月10日	諮問書の受理
9月24日	実施機関から理由説明書提出
10月31日	意見陳述・審議
11月26日	審議
12月19日	答申

## 第6 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成15年度県立高等学校入学者選抜学力検査結果について、全日制及び定時制の別に、各高校ごとの教科別（国語、社会、数学、理科及び英語）平均点及び合計得点の平均点を一覧表に取りまとめたものである。

### 2 条例第9条第2項第6号該当性について

条例第9条第2項第6号は、「公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示と定めている。そこで、以下「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無を検討する。

本件公文書は各高校ごとの点数を一覧にしたものであり、学校間の比較が容易であることから、開示をきっかけに学力検査結果という数字による学校評価が先行し、高校の序列化を招くおそれは否定できない。

現在、高校教育においては、各学校が特色ある学校運営を目指し、生徒の個性を伸ばす教育に努めているところであるが、開示により、例えば点数の低い高校においては、点数のみで評価されることで生徒が自信や意欲を失ったり、劣等感を抱いたり、ひいては就職活動にも影響を生じるなど、各高校における教育活動や学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

また、中学校における進路指導においては、生徒の能力や個性に応じた学校選択を指導しているところである。申立人が主張するとおり、本件公文書は高校選択に際し生徒や保護者が有用と考える情報であることは否定しないが、それ以上に、本件開示により、学校選択において高校教育の中身や特色よりも学力検査の結果を偏重する風潮を助長し、中学校における進路指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

以上により、本件公文書を開示することにより、高校における教育活動及び中学校における進路指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第9条第2項第6号に該当する。

なお、申立人は、第7号を追加した条例改正との整合性を主張するが、条例9条2項の規定によれば、同項各号のいずれかに該当すれば非開示となるものである。開示により事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると現に認められる場合は、第7号の規定をもって第6号の適用を排除する理由はない。そして、本件が第6号に該当することは上記のとおりである。また実質的にも、義務教育における児童・生徒の教育・指導のための資料として作成される基礎学力調査結果と高等学校入学者選抜のために実施した競争試験の結果とは、意義、目的が大きく異なり、開示による影響度も比較にならないと考えられる。よって、申立人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。